

刈環第30号

令和8年4月10日

愛知県知事 大村 秀章 様

刈谷市長 稲 垣

武



(仮称)名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)環境影響評価
方法書について(回答)

令和8年3月5日付け7環活第595号で照会のありましたこのことについて、
下記のとおり回答いたします。

記

1 全体的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、具体化した計画の内容及びその検討の経緯を準備書に記載すること。
- (3) 環境影響評価の各項目の調査地点及び予測地点が示されていないことから、これらの地点について、今後、具体化される事業計画、工事計画等を踏まえ、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 本事業と同様の道路の工事時の渋滞や騒音等の状況の把握に努め、得られた情報等を踏まえ、工事計画を検討すること。

2 大気質、騒音、振動

(1) 事業実施区域では、国道23号線付近にインターチェンジ及びジャンクションを設置する計画であり、区域内に住宅等が存在することから、大気質、騒音及び振動（以下「大気質等」という。）による生活環境への影響が懸念される。そのため、インターチェンジ部及びジャンクション部を走行する自動車による大気質等の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

また、予測に用いる計画交通量の推計方法や、推計に用いた前提条件を準備書に具体的に記載すること。

(2) 建設機械の稼働に係る大気質等の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

(3) 騒音や振動の低減に努め、住居地域や学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在していることから、工事期間も含めて、騒音や振動などによる影響を十分考慮し評価すること。

3 水質

事業実施区域には、河川等が存在することから、工事に伴い発生する濁水の流出防止に十分配慮すること。

4 動物、植物、生態系

(1) 動物、植物及び生態系へ与える影響の回避又は低減に努め、工事に伴う土地の形質変更や工作物による日照阻害など、自然環境への影響について十分配慮すること。

(2) 現地調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域には人と自然との触れ合い活動の場があるため、該当施設への影響について十分考慮し、評価すること。

6 その他

(1) 評価の基礎となる情報は、関係する市担当者や専門家などに十分確認するとともに、最新情報の入手に努め、評価を実施すること。

- (2) 今後の各検討段階において、関係する市担当者と十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施すること。
- (3) 環境影響評価法や関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、市民及び関係者の意見を踏まえ検討し、適切な予測及び評価に努めること。
- (4) 丁寧かつ分かりやすい図書の作成に努めるとともに、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信に努めること。

連絡先 産業環境部環境推進課環境保全係

電 話 0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 1 7

F A X 0 5 6 6 - 2 4 - 3 4 8 1

電子メール kankyo@city.kariya.lg.jp

写

8環境第4号
令和8年4月9日

愛知県知事殿

安城市長 三星元



(仮称)名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)環境影響評価
方法書について(回答)

令和8年3月5日付け7環境第595号にて照会のありましたことについて、
環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 騒音や振動等による影響を考慮するなど、市民の生活環境に十分に配慮をする
とともに、環境保全に万全を期すこと。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行うとともに、適切な対応、
反映に努めること。
- 3 最新の知見に基づき環境アセスメントを実施し、市民等にもわかりやすい図書
の作成に努めること。
- 4 本市の交通量、大気、騒音、振動等の状況を踏まえ、市民生活・環境に対して
影響の少ない工事車両のルート設定に努めるとともに、その影響も加味して予
測・評価を行うこと。

担 当 環境部環境都市推進課環境衛生係

電 話 0566-71-2206

FAX 0566-76-1112

電子メール kankyo@city.anjo.lg.jp



知環発第158号

令和8年4月7日

愛知県知事 様

知多市長 伊 藤 清一郎

(仮称)名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)環境影響評価
方法書について(回答)

令和8年3月5日付け7環活第595号で照会のありましたこのことについて、
環境保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の検討に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 3 各検討対象について回避が困難又は、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合は、必要となる適切な環境保全措置を講じ、その内容を明確にすること。
- 4 一部区間で盛土構造となることが想定されており、汚染された土壌、産業廃棄物等が混入しないよう適切な環境保全措置を講ずること。
- 5 準備書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。

(連絡先 環境政策課 電話0562-36-2660(直通))



8 阿 環 7 4 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

愛知県知事 様

阿久比町長 田 中 清 高



(仮称)名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)環境影響評価
方法書について(回答)

令和8年3月5日付け7環活第595号の照会について、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 町民の生活環境に対して十分な配慮をするとともに、環境保全に対して万全を期すること。
- 2 町民等から寄せられた意見に対し、十分な検討を行うとともに、適切な対応に努めること。
- 3 最新の知見によりアセスメントを実施し、町民等にもわかりやすい図書の作成に努めること。
- 4 本町の交通量、大気、騒音、振動等の状況を十分踏まえ、町民生活・環境に対して影響の少ない工事車両のルート設定に努めること。
- 5 今後の各検討段階において、関係する町担当者とは十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施すること。

担 当 環境課環境保全係
電 話 0569-48-1111
内 線 1229
ファックス 0569-49-0057
電子メール kankyo@town.agui.lg.jp



8東環第 156 号
令和8年4月 10 日

愛知県知事 殿

東浦町長 日 高 輝 夫

(仮称)名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)環境影響評価方法書
について(回答)

令和8年3月5日付け7環活第 595 号にて照会のありましたこのことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

学校や保育所、老人福祉施設、住居地域など、配慮が必要な施設が存在していることから、工事期間を含め、騒音や振動等の公害発生防止に努め、周囲への影響を十分考慮し評価すること。

動植物および生態系へ与える影響の回避または低減に努め、周辺自然環境への影響を十分考慮し評価すること。重要な動植物が確認されている箇所については、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

【連絡先】

東浦町役場 地域創造部環境課環境マネジメント係

代表電話:0562-83-3111(内線 285・282)

E-mail:kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp